

人権教育に関する特色ある実践事例

基準の観点	学校全体として人権尊重の視点に立った学校づくりが組織的かつ効果的に進められている実践事例
-------	--

1. 基本情報

○都道府県名及び市町村名

静岡県沼津市

○学校名

沼津市立第三小学校

○学校のURL

<http://www.numazu-szo.ed.jp/daisan-e/>

2. 学校紹介

○学級数

通常の学級 : 1・3・4・5・6年は各3学級 2年は2学級 計17学級
特別支援学級: 知的1学級 情緒1学級 計2学級

○児童生徒数

全児童数: 528人 (平成25年11月20日現在)
(内訳: 1年生89人、2年生69人、3年生93人、4年生87人
5年生97人 6年生93人)

○学校の教育目標、人権教育に関する目標など

学校教育目標:

学校は楽し

心を耕す 学びをつくる キャリアを積む 体を動かす

人権教育に関する目標:

自分も相手も大切にし、認め合って生活することを通して、人権に対する正しい理解や感覚を高め、人権を尊重する態度と行動力を育む

(低学年) 自分の好きなどがみつけられる子

友達と仲よくし、助け合える子

(中学年) 自分のよいところを知り、伸ばそうとする子

友達と互いに理解し、助け合える子

自分や友達を大切にし、傷つける行動をしない子

(高学年) 自分の特徴やよさを知って生かそうとし、自分を好きになれる子

お互いの違いを理解し、認め合って生活できる子

誰もが人権を持っていることを知り、人権を大切にするためにどう行動すべきか考え、判断できる子

○人権教育にかかる取組の全体概要

人権に関する本校児童の実態を見てみると、明るく素直で思いやりのある子どもが多く、互いのよさを認め合って生活できるなどのよさも見られる。しかし、友達のよさを見つけることはできても、自分のよいところを見つけることができない子どもが多く、自己有用感、自己肯定感や自尊感情をいかに高めていくかが、課題となっている。また、自他を大切にすることが大事であるというということを経験的に知っていても、「人権」というものに対する意識はあまりなく、人権に対する正しい知識や理解のない子どもがほとんどである。「人権」に対する意識や正しい理解を高めていくことも課題である。一方で、保護者が子どもに願う姿は、命を大切にす子、思いやりのある子、正しい判断ができる子、であることがアンケート調査からわかっている。

これらを受けて、本校の人権教育の目標を『自分も相手も大切にし、認め合って生活することを通して、人権に対する理解や感覚を高め、人権を尊重する態度と行動力を育む』とし、人権教育の全体計画が今年度作成された。上記（前項目）の通り、発達段階に応じて、自他に対する理解や行動力が高まっていくよう、低中高学年ごとの目標を設定した。低～中学年においては、自他を大切にし、共に生きることのよさ、大切さを感じられる人権感覚と、そういった行動のできる力とを、主に生活の中で経験を通して豊かにしていくことに重点を置いている。高学年では、生活経験を通して人権感覚や行動力を高めていくことと平行して、「人権」という言葉を知り、人権に対する知識や理解を高めていけるような教育活動を組み込んでいくような計画となっている。

全体計画ができたことで、本校の人権教育のめざす方向性がはっきりし、その全体像も明らかになった。改めてその全体像を見てみると、そこに書かれていることのほとんどが、新たに始める特別なことではなく、普段行っている指導や子どもたちとの関わりといった教育の営みを、人権教育という視点から捉え直したものであることがわかる。全体計画によって、全職員が、日頃から行っている教育活動のどの部分に、人権教育として大切なことがあるのかが明確になり、人権を意識して教育活動にあたることができるようになった。また、本校の教育活動を人権教育という視点から捉え直したときに、足りない部分も明確になり、人権教育の全体計画の作成によって、本校の教育活動の中に、人権教育として足りない部分も補われた。主に足りなかったのは、「人権」という言葉を知り、「人権」に対する正しい知識理解を高める教育活動である。「人権」という概念を言葉や知識として理解することの難しさをふまえて、前述のとおり、本校では高学年にその内容を位置づけた。

このように、本校における人権教育は、始まりの地点に立ったばかりである。始まりに伴い、今までの本校の教育活動に足りなかった、「人権」に対する正しい知識理解を高める活動が新たに盛り込まれることになったが、教育活動の現場は多忙化を極めており、内容が新たに加わると、その時間をどう捻出するのも課題となる。そのため、人権教育を学校経営の中に無理なく浸透させていくということが重要になる。人権教育担当として、自身が無理なくできる人権教育、とくに新たに加わった「人権」に対する知識理解を高める活動を加えた上で負担なく行える人権教育の

実践をし、それを全職員に紹介する形で、無理のない、しかし確かな人権教育の浸透を進めている。

以上が、現段階における、本校の人権教育の取組の概要である。

3. 特色ある実践事例の内容

「無理なくできる人権教育の浸透化に向けた取組み」

(取組のねらい、目的)

人権教育は、無理なく、すぐに、誰にでもできる、ということを知ってもらい、学校全体に人権教育を浸透させる。

(取組を始めたきっかけ)

人権教育全体計画が完成し、本校における人権教育を本格的に始めるにあたって、職員全体に人権教育に対する意識や取組を浸透させる必要が感じられた。しかし、学校が多忙化を極める中で、新たなことを始めるとなると、時間をいかに確保するか、職員や子どもたちへの過度な負担をいかにおさえるか、が問題となる。人権教育は、無理なく、すぐにでも、誰にでもできるということを知ってもらい、より浸透させることができると思われる。

実際、人権教育と言っても、何か特別に行うというよりも、私たちが今まであたりまえに行ってきたことのほとんどが、人権感覚を高める子どもとの関わりであったり、人権を大切にされた教育活動であったりするので、まずはそのことを理解してもらい、人権教育的な視点から教育活動を捉える意識を高めるだけでも、大きな浸透につながると考えられる。また、本校の今までの教育活動の中に、人権教育として足りないと思われ、ここで新たに付け加えた教育活動である、“「人権」という言葉を知り、「人権」に対する正しい知識理解を高める活動”についても、無理なくできる実践例などを紹介することで、浸透させることができると考えられる。

このように、本校における人権教育の本格的な開始にあたり、人権教育は、無理なく、すぐに、誰にでもできるということを知ってもらい、学校全体に浸透させたいと考えたことがきっかけである。

(取組の内容)

本校の人権教育の計画に添った人権教育を、クラス担任として無理なくできる形で人権教育主任がまずは実践し、その内容を職員全体に紹介することで浸透化を図った。

その際、何か新たに特別なことを行うというよりも、日頃からあたりまえに行ってきた教育的営みの中に、人権教育としての営みがいっぱいあることを知ってもらい、人権教育的な視点から教育活動全体を捉え直し、人権教育的な意識を高めてもらえるようにすることを大切にされた。その上で、今までの本校の教育活動の中に人権教育としては足りていなかった“「人権」という言葉を知り、「人権」に対する正しい知識理解を高める活動”についても、無理なく導入できる実践例を紹介し、人権教育は、無理なく、誰にでも、すぐにできるというイメージをもってもらえることを大切にされた。

《校内で紹介した実践》

概要：自尊感情を高め、自分も相手も大切にできる学級づくりを基盤に、参加体験型人権学習を通して「人権」について知り考える機会をつくることで、人権に対する子どもたちの意識や理解を高めつつ人権感覚を身につけていくことを試みた実践

対象児童：5年生の1学級（男子17名 女子15名 計32名）

実践内容：

①自尊感情を高め、自分も相手も大切にできる学級づくり

- ・毎日の良いこと見つけ

帰りの会で行っている。「〇〇さんがトイレのスリッパをそろえていた。」「〇〇さんが、牛乳をこぼしたとき一緒にふいてくれた。」「〇〇さんが、落とした鉛筆を拾ってくれた」など、非常に小さなできごとだが、言われた子どもたちが嬉しそうな表情をしており、また、やさしくしてもらった人も相手の思いやりに感謝する気持ちが自然に育まれている様子が見られる。年度当初、クラスの中で自分の居場所を見つけられずに周りとの間に壁をつくっていた児童が、自分のしたことをいいことみつけで何度か発表されるうちに、表情がやわらかくなり、打ち解けていく姿も見られた。小さなことが、子どもたちにとっては、お互いを認め合う大切な行為となっていることに、気付かされた。

- ・言葉のシャワー

どんな小さなことでも、子どもが誰かを思ってしてくれた行為に「ありがとう。〇〇さんのおかげで助かったよ。」と声を掛ける、がんばった後で結果に表れた子どもには「いままでのがんばりが、形になったね。〇〇さんがこつこつとがんばってきた結果だね。よくやったね。」と声を掛け、逆に結果に表れずに落ち込んでいる子どもには「がんばったことは、必ず次の自分につながっていくよ。〇〇さんがどれだけがんばってきたかを、よく見てきたし、よく知っているよ。がんばったことは必ず力になっているよ。がんばった自分に自信をもってね。」と声を掛ける……など、一人一人の行動や思いを認め励まし、自分を好きになれるように、自分に自信をもてるように、次へのエネルギーに変えていけるように関わることを大切にしている。教師としてあたりまえのように行っていたことだが、これが人権教育でもあるのだということ、[「静岡県人権教育の手引き」](#)にある「言葉のシャワー」を読んで、自身も気付かされた。誰かに見てもらえている、わかってもらえているという気持ちが子どもたちの心に自信や勇気を生み、認められほめられることを嬉しそうに受けとめながら、もっとよくなるろうとがんばる姿に、子どもたちの心の素直さや「人としてよりよくありたい」という気持ちを誰もがもっていることを、改めて気付かされた。

- ・漢字ノートの「2つ花丸」の意味

ていねいに美しく書けた漢字ノートには花丸がつき、その中でも特にすばらしい字が書けたときには「2つ花丸」がつくことになっている。この

「2つ花丸」の持つ意味について、子どもたちに説明し、子どもたちもそれを受け入れている。字をきれいに書くことが苦手な子が一生懸命に努力して、少しずつ上達して、やっと書けるようになったすばらしい字と、字を書くのが得意な子が少し雑にかいても形が整っている字とを比べたら、もしかしたら得意な子が少し雑に書いた字の方がきれいかもしれない。けれど、「2つ花丸」をつけるだけの価値がある字はどちらの字なのか？という問いに、みんなが「努力した子の字だ」と答えた。人はそれぞれにもっている力も、得意なことも、苦手なことも、みんな違うから、だれかと比べて上手か下手かを評価するのではなく、自分の中で最高の字がかけるようにがんばれたことを認めるのが「2つ花丸」ということになっている。だから、場合によっては自分より整っていないような字を書いて「2つ花丸」をもらった子どもがいても、だれも文句を言わない。むしろ「〇〇さん、こんなに字が上手になったんだね。」とその子のがんばりを認め合える雰囲気がある。

また、漢字ノートにその子なりのがんばりを認めてメッセージを書くことで、ここでも「言葉のシャワー」を注いでいる。教師の励ましに、もっとがんばろうと取り組む子どもが多く、漢字ノートの字が全体にいいになり、字を書くこと自体が上達した子どもも多い。

・教科学習の中にある「自分も相手も大切にすることを高める活動」

友達の作品の良いところを見つけたり、友達の意見の良さに着目して話し合いをつなげたりなど、互いの良さを認め合う活動を大切にしている。教師から認められる以上に、友達に認められることを嬉しく受け止める子どもは多く、また、互いの良さを認め合う活動を意識し組み込んでいくことで、互いを認め合う雰囲気が学級の中で自然に高まっていく様子も伺える。

また、学習の内容的に自他を大切にすることと深く結びつきがある場合には、ていねいに扱った。今年度5年生では、人間関係づくりプログラム（全校で実施している）の「温かな人間関係をはぐくむ」「元気の出る聞き方」「自分も相手も大切に自己表現」「自分の気持ち、みんなの気持ち」や保健領域の「心の健康」の単元における「自分のよいところを見つける」「相手を理解しながら自分の気持ちを伝える」という学習内容などが挙げられる。

②参加体験型人権学習を通して「人権」を知り「人権」について理解する

「静岡県人権教育の手引き」の「すぐに活用できる参加体験型人権学習」の冊子に載っていた「4 子どもの権利って何だろう？（子どもの権利条約）」を行った。「人権」という言葉を初めて聞く子どもや、聞いたことはあっても何となくしか意味を知らない子ども、「人権」とは何かをまったく知らない子どもが多い。そのような実態に対し、「人権」という言葉を知り、同時に子どもである自分たちがどんな「人権」を保障されているのかを理解できるこの活動は、初めて「人権」を知識として学び理解する子どもたちに適した活動

だと思われたこと、さらに、事例についてカードをみて、どの人権に関わる問題かを話し合う活動は、みんなで話し合うことの好きな子どもたちが意欲的に取り組めると考えたことが選んだ理由である。

子どもたちは、自分たちが子どもとして保障されている人権を具体的に知ることができ、改めて身の回りの様々なことを「人権」という視点から見つめるという意識をもつ良いきっかけとなった。

また、その後の生活や学習の中で、人権的な問題にふれるような場面があると、それが子どもの権利条約に示されている「人権」のどれに関わる問題であるかなど、立ち返って考えることができ、「人権」に対する意識を高めることにもつながった。

以上の実践について、職員全体に紹介し、内容のほとんどが、日頃から私たちがあたりまえに行っていることであること、それが人権教育となっていること、を理解してもらえよう説明した。

また、今までの本校の教育活動の中で、人権教育的に足りていなかったため、新たにここで付け加えた活動である“「人権」という言葉を知り、「人権」に対する正しい知識理解を高める活動”についても、無理なく、小さなことでもいいから取り組んで欲しいということを伝えた。自分の紹介した実践例の中にあつたように、1時間の参加体験型人権学習を行うだけでも、子どもたちの「人権」に対する理解を高めるのには効果があり、それが無理であれば、あらためて人権学習の時間を設けなくても、例えば6年生の社会科の授業で日本国憲法の基本的人権について学ぶ際に、「人権」について少し掘り下げて扱ってみるなど、すでにある学習内容を少し膨らめて扱うだけでも、大切なことをきちんと押さえれば子どもたちの「人権」に対する知識理解を高めるきっかけとなり得るので、とりあえず実践すること、とりあえず始めて欲しいことを伝えた。

4. 実践事例の実績、実施による効果

人権教育主任である自分自身が、無理なくできる実践を行い、それを職員全体に紹介することで、人権教育は、無理なく、誰にでも、すぐにでもできるということや、新たに特別に始めなくても、あたりまえに行ってきたことの中に、人権教育が存在していると理解してもらうことができた。また、日頃の教育活動を改めて人権的な視点からみつめる意識を、職員の中に広める良いきっかけともなった。

今後は、実践が学校全体に浸透するように、学校評価の場で実践について振り返る機会を設け、その反省をうけて、必要な啓発活動や呼びかけを、主任としては行っていく必要があると考えている。

5. 実践事例についての評価

無理なくできる人権教育の浸透に向けて取組を行ったが、どの程度、人権教育の実践が本校で浸透したかについては、年度末の学校評価の際に、全職員に対し、評価の調査を行う予定である。そのため、現時点で、どの程度浸透させることができたのかは、評価できていない。

ただし、無理なくできる実践例を紹介し、あたりまえのように行ってきた教育活動を人権教育的な視点から捉えなおすきっかけをつくり、“「人権」という言葉を知り、「人権」に対する知識理解を高める”活動についても、無理なくできることがあると理解してもらえたことは、職員全体の人権教育に対する理解を高め、その実践を浸透させるのにも大きく影響していると思われる。

年度末の評価結果を受けて、来年度に向けてさらなる人権教育の浸透に向けた課題をみつけ、学校全体として取り組んでいくつもりである。